

# 第 1 章 計画の基本的な考え方

# 1 計画策定の背景と趣旨

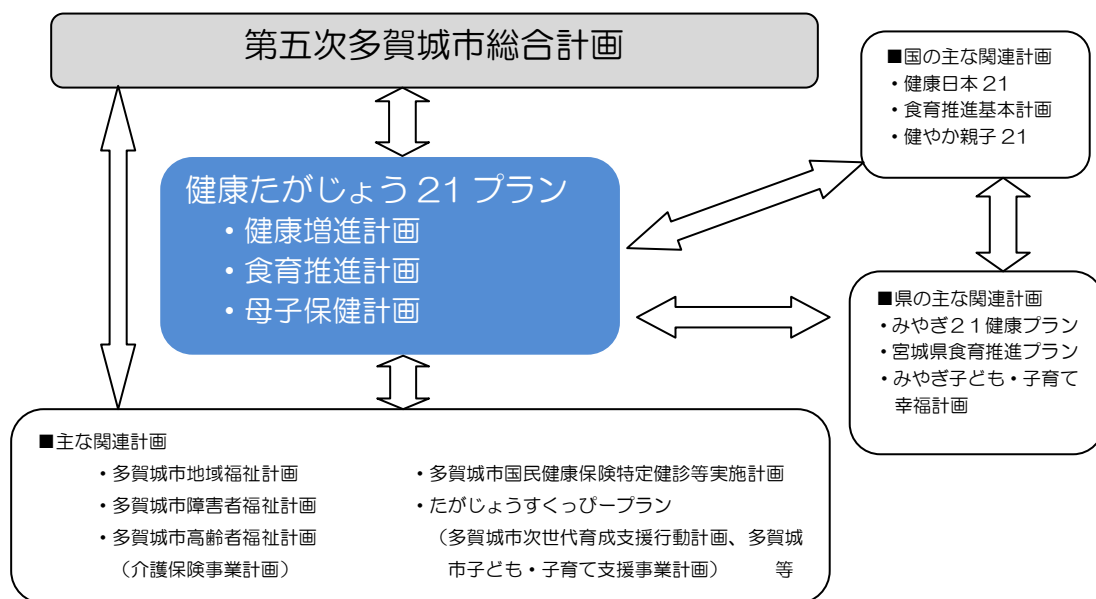
少子高齢化・人口減少の到来、経済の不安定さ、環境問題など私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。人口構成や疾病構造の変化が進む中で生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会が求められています。このような状況の中、国（健康日本21\*）、県（みやぎ21健康プラン\*）の健康増進計画と関連し、本市においても多賀城市健康増進計画「健康たがじょう21プラン」を平成18年に策定し取り組んできました。平成23年には第二期を策定し、計画に基づき市民が知識や技術を学び自らが主体的に取り組む健康づくりを推進してきました。

第二期計画の期間終了に伴い評価を行ったところ、目標項目の37.1%で改善、32.3%が悪化していました。これら評価の結果を受け、本市の現状と課題を踏まえ市民が主体的に取り組むために必要な行動指針として「第三期健康たがじょう21プラン」を策定するものです。

また、本市においてはこれまで、この「健康たがじょう21プラン（健康増進計画と母子保健計画）」と並行し、生涯にわたり健全な心身を培い豊かな人間性を育むことができるように「多賀城市食育推進プラン」を策定し取り組んできました。第三期においては、2つのプランを合わせ、将来を担う子どもたちがすこやかに育つこと、また、小さいころからの食を含めた健康への興味関心を育て、各ライフステージにおいて市民が総合的かつ主体的に健康づくりに取り組めるよう一体化しました。

# 2 計画の位置づけ

本計画は、健康日本21（第二次）や第2次みやぎ21健康プランを踏まえ健康増進法\*第8条第2項に規定される「市町村健康増進計画」に位置付けられた健康増進計画、食育推進基本計画や宮城県食育推進プランを踏まえ食育基本法第18条に規定される「市町村食育推進計画」に位置付けられた食育推進計画及び健やか親子21（第2次）を踏まえた母子保健計画となっています。本市においては、「第五次多賀城市総合計画\*」を上位計画とし、実施に当たっては関連計画と整合性を図りながら推進していきます。



\* P109~110 に用語説明があります。

### 3 計画の目指すもの

#### (1) 基本理念

市民が健やかに育ち、健康に暮らしています

#### ■成果指標

指 標	現状値 (H26)	目標値 (H32)
自分が健康だと思う市民割合	76.2%	78.0%

※五次多賀城市総合計画成果指標より

#### (2) 基本方針

##### ア 健康寿命\*の延伸

病気や認知症、寝たきり等で介護を必要とせず心身ともに自立して活動的な生活ができる期間を延ばすことを推進します。

##### イ 生活習慣病の発症予防と重症化予防の重視

食生活の改善や運動習慣の定着など生活習慣を改善して健康を維持、増進し生活習慣病等の予防を推進します。

##### ウ 健康な心身を育む食育の推進

多様な機関の連携のもと、五感を使った様々な体験を通じ、豊かな心を育み、食べる楽しさを広めます。また、自ら食を考え、健全な食生活を送るための知識の習得と実践できる食育を推進します。

##### エ すべての子がすこやかに育つ環境づくり

安心して妊娠、出産、育児にとりくめる支援体制を推進します。また、学童期、思春期から自らの心身の健康に関心を持ち、生涯を通じた健康の基礎づくりを支援します。

##### オ 地域における市民主体の健康づくりの推進（ソーシャルキャピタル\*の推進）

地域において市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、知識や技術を習得した地区でのリーダーを育成し、健康づくりを推進します。

第二期計画から継続して第三期計画を推進していくため、第二期計画の基本方針（計画の目指すもの）を継続しますが、本計画は多賀城市食育推進計画、多賀城市母子保健計画も一体化した計画であることから、それぞれの方針を追加しました。

また、健康日本 21（第二次）及び第 2 次みやぎ 21 健康プランの流れを受けて、ソーシャルキャピタルの視点を加えました。

\* P109～110 に用語説明があります。

(3) 基本目標

指 標		現状値 (H26)	目標値 (H32)
健康寿命の延伸	男性	79.58 年 (H24-26)	平均寿命の増加 分を上回る健康 寿命の増加
	女性	82.73 年 (H24-26)	
生活習慣の改善	健康に良い生活習慣の平均実践 項目数 (全 12 項目中)	5.2 項目	5.5 項目
疾病予防・早期発見・ 早期治療の推進	1 年に 1 回健康診断を受けてい る市民割合	76.9%	79.0%
	がん検診を受けている市民割合	57.1%	60.0%
母子保健の充実	乳幼児健診の平均受診率	93.6%	93.6%
	3 歳児健診受診者一人当たりの むし歯本数	0.89 本	0.8 本
	1 歳 6 か月児健診の <b>四種混合*</b> 、 麻しん、風しんワクチンの終了者 出産後の支援について満足して いる者の割合	92.8%	95.0%
	1 歳 6 か月児健診の経過観察者 割合	—	85.0%
食育の推進	朝食を食べている市民割合	71.8%	73.0%
	主食、主菜、副菜のそろった食事 をとっている市民割合	46.5%	48.0%
	朝食を毎日食べている小学 6 年 生の割合	89.4%	90.0%
	朝食を毎日食べている中学 3 年 生の割合	84.5%	85.0%

本計画の上位計画である、第五次多賀城市総合計画施策 2-2 健康づくりの推進と同様の指標にしていますが、健康日本 21 (第二次) 及び第 2 次みやぎ 21 健康プランの流れを受けて、健康寿命の延伸を基本目標に加えています。

\* P 109~110 に用語説明があります。

## 4 取り組み分野

第三期では9つの分野で健康づくりのための取り組みを進めていきます。

第三期においては、食育推進プランと一体化したため、②栄養・食生活に食育を取り込み、②食育（栄養・食生活）に変更しました。また、⑧糖尿病、⑨循環器病は取り組み内容が同様であることから合わせて取り組むことが効果的であるため、⑧糖尿病・循環器病としました。

第一期		第二期	第三期
平成 18 年当初	平成 20 年度中間見直し	平成 23 年当初	平成 28 年当初
①親と子の健康	①親と子の健康	①親と子の健康	①親と子の健康
②栄養・食生活	②栄養・食生活	②栄養・食生活	②食育（栄養・食生活）
③身体活動・運動	③身体活動・運動	③身体活動・運動	③身体活動・運動
④こころの健康	④こころの健康	④休養とこころの健康	④休養とこころの健康
⑤たばこ対策	⑤たばこ対策	⑤たばこ対策	⑤たばこ対策
⑥アルコール対策	⑥アルコール対策	⑥アルコール対策	⑥アルコール対策
⑦歯の健康	⑦歯の健康	⑦歯の健康	⑦歯の健康
⑧心疾患・脳卒中予防	⑧糖尿病	⑧糖尿病	⑧糖尿病・循環器病
⑨がん	⑨循環器病	⑨循環器病	⑨がん
	⑩がん	⑩がん	

\*         は、変更や追加した分野

## 5 計画の期間

本計画は、平成 28 年度から平成 32 年度の計画とし、健康増進にかかる状況の変化等があれば随時見直していくこととします。

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
			○健康増進法			○食育基本法			○特定健診保健指導開始														
						○食育推進基本計画																	
健康日本21	第一次										○第二次												
みやぎ21健康プラン	第1次										○第2次												
食育推進基本計画							第1次			第2次			○第3次										
みやぎ食育推進プラン							第1期			第2期			○第3期										
健康たがじょう21プラン							第一期			第二期			○第三期計画										
多賀城市母子保健計画							第一期			第二期													
多賀城市食育推進プラン							第一期			第二期													